

改正標準倉庫寄託約款

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条から第 8 条）
- 第 2 章 寄託の引受及び受託物の入庫（第 9 条～第 14 条）
- 第 3 章 証券及び在庫証明書（第 15 条～第 19 条）
- 第 4 章 受託物の保管（第 20 条～第 27 条）
- 第 5 章 受託物の出庫（第 28 条～第 32 条）
- 第 6 章 引取のない受託物の処置（第 33 条～第 36 条）
- 第 7 章 受託物の損害保険（第 37 条～第 41 条）
- 第 8 章 受託物の損害賠償（第 42 条～第 52 条）
- 第 9 章 保管料、荷役料、手数料等（第 53 条～第 56 条）
- 特約条項（第一条～第十一条）

倉庫寄託約款

第 1 章 総則

（本約款の適用）

- 第 1 条 当社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。
2. この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

- 第 2 条 当社は、営業時間及び休業日を定め、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当社のウェブサイトに掲載する
2. 前項の営業時間及び休業日を臨時に変更する場合には、あらかじめ寄託者に通知するものとする。

（入庫、出庫その他の作業）

- 第 3 条 貨物の入庫及び出庫その他の作業は、すべて当社が行なう。但し、当社が特に承認したときは、この限りではない。

（付帯業務等）

- 第 4 条 当社は、搬出入庫車両内での手荷役、仕分、全数検品・開梱検品及びラベル貼りその他の通常

倉庫業務（保管、庫入庫出）に付帯する業務について委託された場合、当社が別途定める料金又は実際に要した費用を請求することができる。

2. 当社は、十分な時間的余裕のない入出庫指図及び指図の取消が発生した場合には、別途費用を請求することができる。

（書面による意思表示）

第5条 当社は、寄託者又は証券所持人が当社に対して通知、指図その他意思表示を行うときは、当該寄託者又は証券所持人に対し、書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって当社が定めるものをいう。以下同じ。）によることを要求することができる。

（通知、催告）

第6条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当社に通知しなければならない。

2. 当社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその住所を知ることができないときは、民法98条に定める方法により行うことができる。

（動産譲渡登記の通知）

第7条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記がなされた場合は、その旨を当社に通知し、登記上の譲受人からの引渡請求に係る当社からの催告の送付先、責任者の職責及び氏名を書面、ファクシミリ装置又は電磁的方法により提出しなければならない。

2. 前項に定める送付先に、配達証明付内容証明郵便により送付した催告書は、その催告書が通常到達すべきであった時に、当該寄託者に到達したものとみなす

（業務上受領する金銭の利息）

第8条 当社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。

第2章 寄託の引受及び受託物の入庫

（寄託引受の制限）

第9条 当社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

- (1) 当該寄託の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。
- (3) 当該貨物の保管に適する設備（自動化機器及び情報システムに関わるものを含む。）がないとき。

- (4) 当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
- (5) 当該貨物の保管が法定の規定又は公序良俗に違反するとき。
- (6) 寄託者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。
- (7) 当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。
- (8) その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第 10 条 寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数及び記号。
 - (2) 寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
 - (3) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨。
 - (4) 貨物申込時の寄託金額。
 - (5) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨。
 - (6) その他必要な事項。
2. 前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。
3. 当社が寄託申し込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を受けたときは、寄託者は、当社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。
4. 当社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託金額）

第 11 条 寄託物の金額が明示されないとき又は寄託の申込みの際して明示された受託物の金額を当社が不相当と認めるときは、当社は、貨物の引受を受けた後、遅滞なく相当と認められる額をその金額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

（寄託契約の成立と貨物の引渡し）

第 12 条 当社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

- 2. 前項の場合において、当社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。

3. 当社は、貨物の引き渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。
4. 前項の場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

(寄託引渡しの取消し及び寄託契約の解除)

第13条 当社が寄託の申込みを承諾し又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾の取消し又は契約を解除することができる。

- (1) 第9条各号の一つに該当することが明らかになったとき。
- (2) 前条第1項による貨物の引渡しが行われなかったとき。
- (3) 当該貨物の金額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
- (4) 寄託者が正当な事由が無く受託物の検査を拒絶したとき。

2. 寄託者が当社に貨物を引渡した後、当社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当社が指定する期間内に貨物を引取らなければならない。

3. 当社は、第1項により承諾の取消し又は契約の解除したことによる損害については、責任を負わない。
4. 当社は、第2項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

(受託物の検査)

第14条 当社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において寄託物の全部又は一部について、その内容を検査することができる。

第3章 証書及び通帳

(証書又は通帳の交付)

第15条 当社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、倉荷証券（以下「証券」という）を交付する。

(証券の交付期限)

第16条 寄託者は、寄託物を目的とした動産譲渡登記の手続きがなされた場合は、当該寄託物に対する証券の交付請求をすることができない。これに反した場合に生じる全ての損害は、寄託者の責任とする。

(在庫証明の交付)

第 17 条 当社は、証券が発行されていない寄託物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。

2. 在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。
3. 前 2 項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

(証券寄託物の分割)

第 18 条 同一の種類及び品質で同一の荷口に属する寄託物に対して、証券を 2 枚以上に分割して発行するときは、各証券所持人に引き渡すべき貨物の分割については、当社の決定に委ねるものとする。

(証券を喪失した場合の貨物の出庫又は証券の再交付)

第 19 条 証券所持人が証券を盗取され、又は紛失若しくは滅失したときは、公示催告の申立てをした後、当社が相当と認める担保を提供して、寄託物の出庫又は証券の再交付を求めることができる。この場合において、当社は、証券所持人が当社に提出した担保物件を、当該証券について除籍決定が確定した後でなければ返還しない。

第 4 章 受寄物の保管

(保管方法)

第 20 条 当社は受寄物を入庫当時の荷姿のまま当社が定めた方法により保管する。

2. 当社は、寄託者又は証券所持人の承諾を得ずに、寄託物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

(面積建保管)

第 21 条 当社は、寄託者と特段の特約をしたときは、当該寄託者のために、庫内の全部又は一部の面積を対象とする面積建保管をすることができる。

2. 寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第 10 条 4 項の規定を準用する。

(再寄託)

第 22 条 当社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者又は証券所持人の承諾を得ないで、当社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再委託することができる。

(混合保管)

第 23 条 当社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

2. 当社は、1 人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量の者を返還することができる。
3. 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換擦る時に準用する。

(保管期間)

第 24 条 受寄物の保管期間は、寄託者と協議の上決定し、受寄物を入庫した日から起算する。

2. 前この保管期間は、当社の承諾を得て更新することができる。
3. 第 1 項の保管期間は、特定により、別に定めることができる。

(寄託金額の変更)

第 25 条 寄託者又は書受け所持人は、寄託物の価格に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託金額の変更を申し出なければならない。この場合、証券又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

2. 当社は、受寄物の寄託金額が不相当と認められるに至ったときは、寄託者又は証券所持人と協議の上、相当と認められる価額に変更することができる。

(保管不適貨物の処置) 4

第 26 条 当社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者又は証券所持人に対して、相当の期間を定めて適宣の処置をするように催告することができる。この場合において、寄託者又は証券所持人は遅滞なく処置をしなければならない。

- (1) 受寄物が保管に適しなくなると認められるとき。
 - (2) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与える恐れがあるとき。
 - (3) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなったとき。
2. 寄託者若しくは証券所持人が当社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当社は受寄物の廃棄その他適宣の処置をとることができる。
 3. 前 2 項の処置によって生じた損害及びそれに要した費用は、当社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者又は証券所持人の負担とする。

(見本の摘出、寄託物の点検、保存)

第 27 条 証券所持人が、証券の発行されている寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、証券を当会社に提出しなければならない。

2. 寄託者が、寄託物の見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、入庫

情報、在庫情報その他の当会社が指定した事項を書面で当会社に提出しなければならない。

3. 前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。粉場合において、当会寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。
4. 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造りを毀損し、又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、その旨を証券その他必要な書面に記載するか、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供する。
5. 見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であっても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

第5章 受寄物の出庫

【出庫手続】

第28条 証券により寄託物を出庫しようとする者は、証券に指定された事項を記入して、記名押印の上、当社に提出しなければならない。

2. 証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面を当社に提出しなければならない。
3. 前項の場合において、証券の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、当会社が指定した事項を記入した書面に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該者は、当該書面を提出したものとみなす。
4. 当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫請求に関し、その第三者と第1項及び第2項の規定と異なる特約をすることができる。

【出庫の拒絶】

第29条 当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び遅延金の支払を受けない期間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当社は、その責任を負わない。

2. 前項の場合において、寄託物の留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び遅延金は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

【出庫の一時拒絶】

第30条 当会社は、停電その他のやむを得ない事情により、施設又は装置の機能に支障があるときは、出庫を一時拒絶することができる。

(一部の出庫の拒絶)

第 31 条 当社が必要と認めるときは、受託物の一部の出庫を拒絶することができる。

(出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止)

第 32 条 寄託物につき出庫の手続きをした寄託者又は証券所持人は、遅滞なくその貨物を引取らなければならない。

2. 当社の出庫指示書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第 6 章 引取のない受寄物の処置

(引取の請求)

第 33 条 当社は、保管期間満了の後に、寄託者又は証券所持人に対し、受寄物の引取を請求することができる。

2. 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

(供託)

第 34 条 寄託者若しくは証券所持人が寄託物を受取ることを拒み若しくは受取ることができないとき又は当社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当社は、その受寄物を供託することができる。

2. 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。但し、寄託者に確知できないときは、この限りでない。

(競売)

第 35 条 当社は、前条第 1 項に規定する場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、その受寄物を民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に定める手続きにより競売することができる。

2. 前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者又は証券所持人に通知する。ただし、寄託者又は証券所持人を確知することができないときは、この限りでない。

(任意売却)

第 36 条 当社は、第 34 条第 1 項に規定する場合において、寄託者又は証券所持人に対して期限を定めて受寄物の引取りを催告したにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないとき、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者又は証券所持人の危険及び費用で任意に受寄物を売却又は処

分することができる。この場合には、当社は、知れたる寄託者又は証券所持人に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

(1) 受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

(2) 受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2. 当社は、前2項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、遅滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者又は証券所持人に支払う。

第7章 受寄物の損害保険

(火災保険の付保)

第37条 当社は、反対の意思表示がない限り、寄託者又は証券所持人のために受寄物を適当とする保険者の火災保険を付ける。但し、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。

2. 受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者を言う。以下39条まで同じ。）と保険者との特約による。

3. 当社は、寄託者又は証券所持人に告知しないで、保険者を変更することができる。

(火災保険金額及び一部出庫による減額)

第38条 当社が前条第1項により受寄物に付いて締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託金額とする。

2. 火災保険に付けた受託物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

(損害てん補額の決定)

第39条 寄託者又は証券所持人は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当社の承認を得なければならない。

2. 前項の決定をするにあたって、寄託者又は証券所持人に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当社は保険者と協議決定することができる。

(火災保険金の支払手続)

第40条 寄託者又は証券所持人には、当社を経由して火災保険金の支払いを受けなければならない。

(告知義務違反等による損害の負担)

第41条 寄託者又は証券所持人が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず、若しくは不実の告知をしたことによって生じた損害は、寄託者又は証券所持人の負担とする。

第8章 受寄物の損害賠償

(責任の始期及び終期)

第42条 当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡しを受けたときに始まり、受寄物を引渡ししたときに終わる。

2. 当会社は、受寄物を引渡しした後は、当該貨物が当社の構内に残存する場合にあっても、その保管の責任を負わない。

(賠償事由及び拳証責任)

第43条 寄託者又は証券所持人に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じた場合に限る。

2. 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によって生じたものであることを証明しなければならない。

(再寄託物の責任)

第44条 当会社は、第22条により他の倉庫業者に受託物を再寄託したときにおいても、この約款によって、その受寄物に関して責任を負う。

(免責事項)

第45条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。

(1) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、微発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によって直接と間接とを問わず生じた損害。

(2) 第39条の規定により決定された損害を補額を超える火災による損害及び寄託者の申し出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害。

(3) 寄託者又は証券所持人に対して行う引取の請求に定めた期限後において当該受寄物に付いて生じた損害。

(内容不検査貨物に関する免責)

第46条 当会社は、受寄物の内容を検査しないときには、その内容と証券の記載内容との不一致については、責任を負わない。この場合において、受寄物の内容を検査しない旨を証券面に表示する。

(賠償額の算定)

第47条 受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当社の賠償金額は、損害発生時の時価、発生が時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。但し、時価が受寄物の火災保

險金額又は寄託金額を超える場合は、その保険金額又は寄託金額により損害程度に応じて算定する。

2. 前項以外の損害に対する当会社の賠償金額は、当該受寄物に対する既発生料金の総額を限度とする。

(損害受寄物に関する権利の取得)

第 48 条 当会社が滅失又は損傷した受寄物について、寄託者が算定した滅失又は損傷前におけるその受寄物価額の全部を寄託者又は証券所持人に賠償したときは、当会社は、寄託者又は証券所持人がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

2. 当会社は、前項に基づいて権利を取得した受寄物について、売却、廃棄その他の任意の方法で処分することができる。

3. 寄託者は、前項の所分に関連して発生した費用について、当会社に請求することができない。

(引渡しによる責任の消滅)

第 49 条 当会社は、寄託者（寄託者の代理人（受領に係わるものに限る）を含む。）又は証券所持人が留保しないで寄託物を受け取った後は、保管料等の受領の有無にかかわらず、その貨物の損害について責任をおわない。

(寄託者の賠償責任)

第 50 条 寄託者は、第 10 条第 4 項の場合当社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

(引取遅延による損害)

第 51 条 寄託者が第 13 条第 2 項により引取るべき貨物の引取が遅れたため当社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

(違約金)

第 52 条 当会社が寄託の申込みを承諾した後に、寄託申込者が約定の日に貨物を引渡さなかったときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡しのあった日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第 9 章 保管料、荷役料、手数料等

(料金の支払)

第 53 条 寄託者又は証券所持人は、当社が国土交通大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料その他の営業に関する料金を当会社の定めた日又は第 24 条の保管期間満了の日までに支払わなければならない。

2. 寄託者又は証券所持人が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに期限の利益を喪失するとと

もに、全ての債務を直ちに当会社へ支払わなければならない。

- (1) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売等の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (2) 私的整理、会社更生、民事再生、破産、特別清算その他の法的整理手続開始の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - (3) 自ら振出し又は引き受けた手形若しくは小切手の不渡が発生したとき。
 - (4) 支払い停止又は支払不能の状況に至る等、財産状態が悪化し、又はおそれがあると認められるとき。
 - (5) 事業の全部又は重要な事業の一部を廃止したとき。
 - (6) 合併によらないで解散したとき。
 - (7) 本約款の規定に著しく違反したとき（本約款の規定に違反し、当会社からの催告がなされても相当期間内に違反が解消されないときを含む）
 - (8) 寄託物を全量出庫しようとするとき。
3. 寄託者又は証券所持人は、証券の発行、分割又は書簡を請求するときは、当会社が国土交通大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

(延滞金)

第 54 条 寄託者又は証券所持人は、当社が定めた日までに、前条の料金を支払わないときは、履行を遅延した期間につき年 14.6%割合の割合を乗じて計算した延滞金を支払わなければならない。

(料金の変更)

第 55 条 当社は各料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

(滅失受寄物の料金の負担)

第 56 条 当社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者又は証券所持人に請求することができる。但し、当社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特約条項

当会社は、保税蔵置き場に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関する契約に関しては、次の条項及び関税法（昭和 29 年法律第 61 号）の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

(寄託に関する提出書類)

第1条 寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍ならびに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

(証券)

第2条 当社は、外国貨物に対して交付する証券には保税の旨を表示する。

2. 外国貨物に対して証券が発行されている場合において、当該貨物が内国貨物となったとき又は税関に収容されたときは、証券所持人は、その証券を当社に提出しなければならない。

(入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等)

第3条 寄託者又は証券所持人は、次の各号に掲げる場合には、税関長の承認書又は許可書を当社に提出しなければならない。

- (1) 保税蔵置場に外国貨物を入庫するとき。
- (2) 外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入れ又は保存に必要な行為をするとき。
- (3) 外国貨物を保税蔵置場から出庫するとき。
- (4) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取り扱いを要するとき。

2. 前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

3. 前2項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続きは、寄託者又は証券所持人において行うものとする。

(保管期間)

第4条 当社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間を超える寄託者又は証券所持人からの保税蔵置期間の延長請求に対しては、これを拒絶することができる。

(輸入手続完了後の受寄物)

第5条 寄託者又は証券所持人は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

2. 当社は前項により引取りがなされないとときは、寄託者又は証券所持人の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

3. 当社は、第1項により引取りがなされないとときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

(収容貨物の料金)

第6条 寄託者又は証券所持人は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金を遅滞なく当社に支払わなければならない。

(収容貨物の公売等)

第7条 収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後、残金があるときは、当社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者又は証券所持人に請求する。

2. 前項の規定は、当社が寄託者又は証券所持人に対し直接に再建の全額の請求をすることを妨げない。

(収容解除手続)

第8条 寄託者又は証券所持人は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならない。

(関税の提供)

第9条 寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者又は証券所持人は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当社に提供しなければならない。ただし、当社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し、又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

(延滞金)

第10条 寄託者又は証券所持人が前条に規定する提供を怠った場合において、当社が寄託者又は証券所持人の負担すべき関税を納付したときは、納付日から年14.6%の割合を乗じて計算した利息を請求する。

(免責事項)

第11条 当社は、次の損害については、責任を負わない。

- (1) 税関が行う検査、収容その他の税関が行う措置により受寄物に関し生じた損害。
- (2) 税関の収容後、公売その他の諸手続により寄託者又は証券所持人の受けることのある損害